

下水道に関する提言

下水道の整備を効率的・効果的に促進するとともに、防災・安全対策等、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な普及拡大及び整備促進を図るとともに、施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等に対し、十分な財政措置等を講じること。

また、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」に定める未整備地区の施設整備期間については、柔軟に対応すること。

なお、下水道汚泥の資源化の更なる推進を図るため、支援策を講じること。

2. 下水道事業経営の健全化を図るため、所要の地方債資金を確保すること。

また、高資本費対策としての公営企業繰出金に対する地方財政措置を拡充すること。

なお、補償金免除繰上償還制度については、適用要件を緩和したうえで再構築すること。

3. 市町村の合併の特例等に関する法律の特例措置後の流域下水道事業については、必要な財政措置を講じること。

4. 私道への公共下水道の敷設の円滑化が図られるよう必要な方策を検討すること。

5. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設整備に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。